

田 村 市

市営住宅応募の手引き



1. 市営住宅は、収入が比較的低く、住宅に困窮している方々のために整備された公共施設です。
2. 市営住宅の公募は下表のとおり毎月行います。
3. 公募している住宅は市政だより又は市ホームページをご覧ください。毎月1日に更新されます。
4. 同一の市営住宅に複数の申込があった場合は、抽選会を開催します。
5. 入居時に、連帯保証人を1名立てるか、保証会社に加入する必要があります。
6. 入居時に、敷金（家賃3か月分の額）の納入が必要です。

◆募集スケジュール（変更になる場合があります）

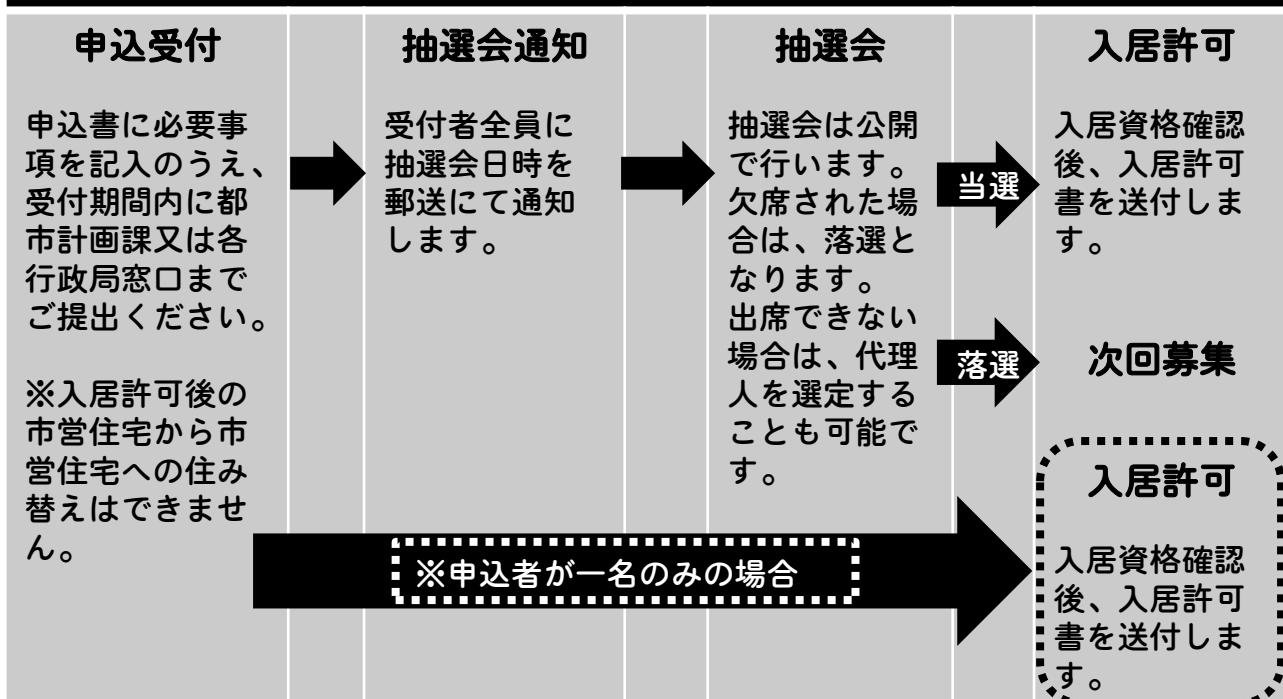
広報紙・HP掲載日	申込受付期間	抽選日	入居可能日
毎月1日	15日頃～月末	翌月15日頃	翌月下旬

◆目 次

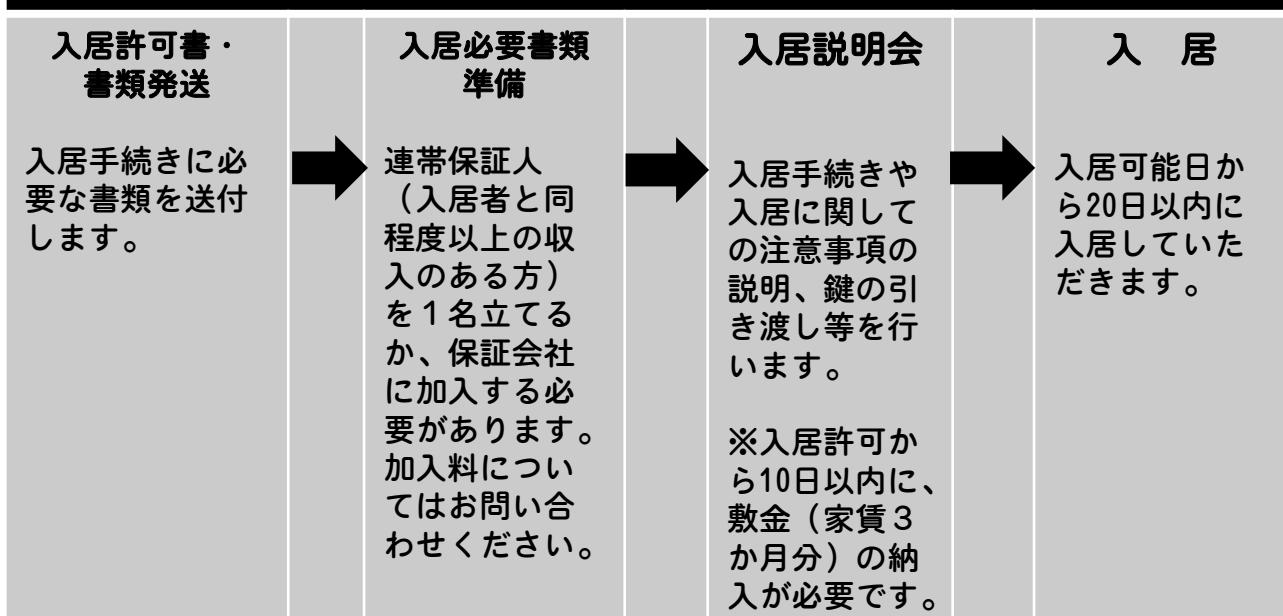
申込から入居までの流れ	1 ページ
申込の手順について	2 ページ
申込資格確認フローチャート	3 ページ
資格要件（特殊事情がある場合）	4 ページ
所得基準・月額所得の算出について	5・6 ページ
入居申込書の記入例	7・8 ページ
入居に関する留意事項	9 ページ
市営住宅一覧	10 ページ

◆申込から入居までの流れ

1. 申込から抽選まで



2. 入居許可から入居まで



3. 市営住宅に入居するにあたって

次のような重大なルール及びマナー違反は、退去事由となります。

- ①家賃の滞納
- ②動物飼育・餌付け
- ③違法駐車
- ④騒音

◆申込の手順について

1. あなたの世帯の申込資格の有無を、3ページの『申込資格確認フローチャート』及び4ページの『市営住宅の資格要件（特殊な事情がある場合）』で確認してください。

2. 公募している住宅は、市政だより又は市ホームページをご覧ください。毎月1日に更新されます。
※特定公共賃貸住宅（東部団地5棟）及び公的賃貸住宅（都路団地）に申込を検討している場合は、申込資格が異なるため、本庁都市計画課までお問い合わせください。

3. 前段を確認後、申込資格がある方は『市営住宅等入居申込書』を黒のボールペンでご記入ください。申込書は本庁都市計画課又は各行政局窓口で配布しております。また、市ホームページにも掲載しております。記入例は7・8ページをご覧ください。

4. 受付期間内に、申込書に所得証明書、世帯全員分の住民票及びその他関係書類を添えて、本庁都市計画課又は各行政局窓口へご提出ください。

※昨年から田村市民の方

マイナンバーを記載すると、所得証明書及び住民票の提出を省略できます。

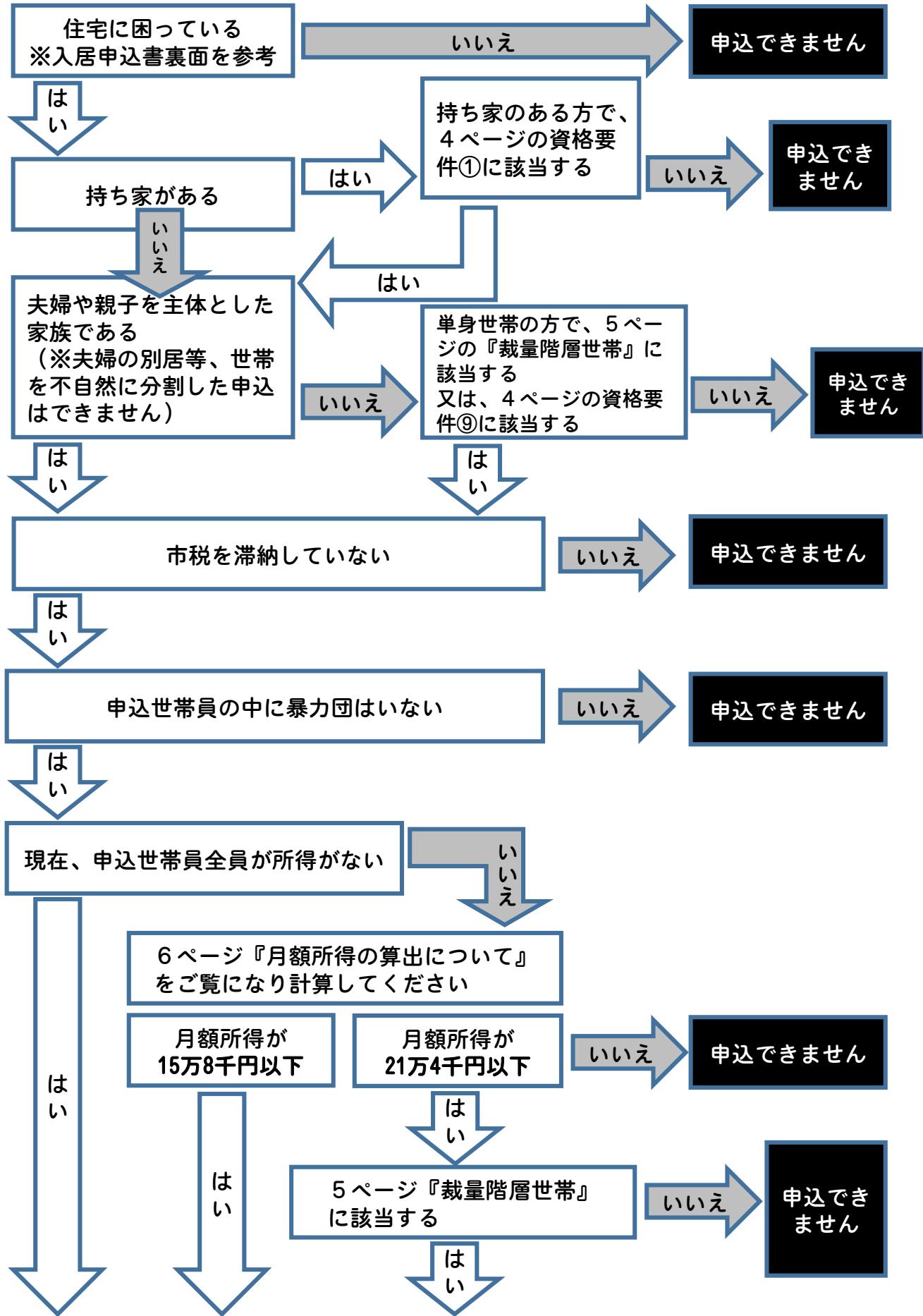
※本年1月1日以降から田村市民の方

マイナンバーを記載すると、住民票の提出を省略できます。

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

本 庁 都市計画課	📞 0247-82-1114
滝根行政局 産業建設係	📞 0247-78-1204
大越行政局 産業建設係	📞 0247-79-2193
都路行政局 産業建設係	📞 0247-75-3550
常葉行政局 産業建設係	📞 0247-77-2371

◆申込資格確認フローチャート



◆市営住宅の資格要件（特殊な事情がある場合）

1. 現在持ち家を所有している場合

入居申込時に、現在の持ち家を「売買契約書」や「登記簿謄本」で処分したことが確認できる場合に申込できます。

2. 婚約者と申込をする場合

入居申込時に、仲人、双方の親が記入する婚約証明書又は、結婚式場の予約証明などを提出できれば申込できます。

3. 内縁の夫又は妻と申込をする場合（市外の方）

入居申込時に、住民票で事実婚が確認できる方（「未届出の夫・妻」と記載）で、戸籍謄本でも他に婚姻関係が無いことを確認できる方であれば申込できます。

※田村市では、内縁関係について住民票への記載は行ってないため、田村市民の方は申込できません。

4. これから離婚を考えている方の場合

入居申込時に、離婚確定の証明書類を提出できれば申込できます。

（例）・戸籍謄本

・公証役場が発行する離婚契約の公正証書（離婚日要記載）

・家庭裁判所が発行する調停調書

5. 兄弟姉妹だけで申込をする場合

不自然な合体・分離をした世帯でなければ、申込できます。

6. 現在、無職の方が申込をする場合

申込できます。最近退職された場合は、離職票等の退職日が分かる書類をご持参ください。

7. 他県・他市町村の方が申込をする場合

申込できます。所得証明書及び世帯全員分の住民票をご提出ください。入居の際には、市営住宅に住所を異動していただきます。

8. 県営住宅や他市町村営住宅に住んでいる方が申込をする場合

住宅の困窮要件に該当しないと考えられますが、収入が著しく下がり、家賃の負担が困難になった場合や、世帯分離（子の結婚等）のため新たに住宅が必要となった場合など、入居資格が認められる場合があります。

9. 生活保護受給者又は配偶者からの暴力被害者の方が申込をする場合

単身世帯でも申込できます。必要書類についてご案内いたしますので、本庁都市計画課までお問い合わせください。

◆所得基準について

市営住宅に申込をする場合には、控除後の月額所得額が
15万8千円以下でなければ申込できません。

しかし、**裁量階層世帯**の場合は21万4千円以下に緩和されます。

裁量階層世帯 とは

…次の世帯については月額所得21万4千円以下であれば申し込めます。

1.高齢者世帯

- (1) 満60歳以上の単身の方
- (2) 満60歳以上の方で構成された世帯
(18歳未満の方を含んでも良い)

申込日が基準日
となります。

2.子育て世帯

- (1) 小学校就学前の子供を含む世帯

3.障害のある方を含む世帯 ※入居申込書に手帳の写しを添付

- (1) 身体障害者手帳(1~4級)の交付を受けている方
- (2) 精神障害者保健福祉手帳(1~3級)の交付を受けている方
- (3) 療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方

4.下記のいずれかに該当する方を含む世帯

- (1) 戦傷病者 (2) 原子爆弾被爆者 (3) 5年以内の引揚者
- (4) ハンセン病療養所入所者

収入分位…市営住宅の家賃は月額所得に応じて決定されます。

収入分位ごとに家賃額が異なります。

階 層	月額所得	収入分位
一般階層 (裁量階層以外の世帯)	0円~104,000円	1
	104,001円~123,000円	2
	123,001円~139,000円	3
	139,001円~158,000円	4
裁量階層	158,001円~186,000円	5
	186,001円~214,000円	6

控除後の月額所得は、
次ページの『月額所得の算出』で計算します。

◆月額所得の算出について

Step1 ➤ 入居世帯の所得（年額）を計算する。

給与収入の方	給料・賃金・賞与等の支給された金額（残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む）から「給与所得控除額」を差し引いた金額
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金又は恩給の支給された金額から「公的年金等控除額」を差し引いた金額
事業収入等の方 (給与・年金以外)	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得（収入から必要経費を差し引いたもの） 保険の外交・個人（企業）年金の給付金など
注意！！ 計算の対象とならない収入	1. 遺族年金・障害年金・生活保護の各扶助費・非課税の通勤手当額・求職者給付金（失業保険）・児童手当などの非課税収入 2. 入居許可日前までに退職する場合の収入 ※申込の際に、離職票等の退職日が分かる書類をご持参ください 3. 入居申込日の時点で、支給額が1か月に満たない収入は0円とみなします

	給与収入の方	年金収入の方	事業収入の方	合計
申込者本人の所得	円	円	円	円
同居親族Aの所得	円	円	円	円
同居親族Bの所得	円	円	円	円
同居親族Cの所得	円	円	円	円
合計	円	円	円	① 円

Step2 ➤ 控除額（世帯の状況）を計算する。

控除の種類	控除の内容	控除する金額
a. 給与所得控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	10万円×（ ）人＝ 円
b. 同居者控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族	38万円×（ ）人＝ 円
c. 特定扶養親族控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	25万円×（ ）人＝ 円
d. 老人扶養控除	70歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族の方	10万円×（ ）人＝ 円
e. 障害者控除	障害者手帳（身体・精神・療育）の交付がされている方※特別障害者控除対象者除く	27万円×（ ）人＝ 円
f. 特別障害者控除	身体1・2級、精神1級、療育手帳A判定の手帳をお持ちの方	40万円×（ ）人＝ 円
g. 寡婦控除	入居者又は同居者が寡婦の方	27万円×（ ）人＝ 円
h. ひとり親控除	入居者又は同居者がひとり親の方	35万円×（ ）人＝ 円
合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)		② 円

Step3 ➤ 月額所得額を計算する。

(世帯所得の合計	—	控除額の合計)	÷ 12か月 =	月額所得
① 円		② 円		円

記入例

市営住宅等入居申込書

令和〇〇年△△月◇◇日

田村市長様

申込者氏名
(署名又は記名押印)

田村 太郎

次のとおり市営住宅等の入居を申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申し込みを無効とし、また、入居後に判明したときは、当該住宅を明け渡すことについて異議ありません。

また、市長が、私及び同居しようとする者が暴力団員でないことを田村警察署へ照会することに同意します。

入居を希望する市営住宅等の名称		〇〇団地△△棟◇◇号			受付			
申込者	フリガナ名		性別	生年月日	障害の有無			
	たむら たろう 田村 太郎		男	昭和〇〇年△月◇日 (〇〇歳)	有・無			
	個人番号	012345678910	連絡先電話番号 0247-82-1114					
	現住所	〒963-0000 田村市船引町船引字畠添 76 番地 2						
	本籍地	同上					申込者の控除金額(B)	申込者の総所得金額(A)
勤務先	名称	田村市役所 電話 0247-81-2111						
	所在地	田村市船引町船引字畠添 76 番地 2						
同居親族	フリガナ名		続柄	生年月日	障害の有無		控除金額(B)	同居者の総所得金額(A)
	たむら はなこ 田村 花子		妻	昭和〇〇年 ▲月◆日 (●●歳)	有・無			
	個人番号	109876543210	勤務先 通学先	無職				
	たむら こたろう 田村 小太郎		子	令和〇年 ▼月■日 (○歳)	有・無			
	個人番号	111213141516	勤務先 通学先	船引保育所				
上の扶養親族	田村市民の方は、マイナンバーを記載すると、添付書類を省略できます。マイナンバー確認のため、下記のいずれかの書類を窓口へご持参ください。 (1) マイナンバーカード (2) 通知カード ※本人確認書類もご提示ください。 (例：運転免許証) (3) マイナンバーが記載された住民票 ※本人確認書類もご提示ください。 マイナンバーの記載ができない方や、市外から申込まれる方などは、下記の書類を添付ください。 (1) 所得証明書 (2) 世帯全員分の住民票					無		
	収入欄	=					収入月額(C) ÷ 12	

・太枠の部分に記入してください（裏面もあります）。

・個人番号の記載によって公募等で内容が確認できる場合は、添付書類を一部省略できます。

裏面も必ずご記入ください。

記入例

現在の状況	住宅の種類	
	1. 持ち家（自宅、親族の持ち家） 2. 民間借家 3. 民間アパート	4. 社宅・寮 5. 県・市町村営住宅（名義人） 6. その他（）
住宅に困つている理由	住宅の広さ 部屋数 2室、 8畳数（合計） 16畳、 現在の世帯人員 3人	
	1 不良住宅（住宅の不完全なこと） <ul style="list-style-type: none"> — ア 住宅が倒壊するおそれ、その他危険な状態にある — イ バラック建て住宅（応急的な仮設住宅で、使用材料が粗雑極めて低質な建物をいう）である — ウ 転用住宅（倉庫、物置等住宅以外の建物を転用している住宅）である。 	
	2 設備の共用（生活する上で設備の不便なこと） <ul style="list-style-type: none"> — ア 炊事場、便所及び給水設備が共同使用のものである — イ 上記の3設備のうち2設備が共同使用のものである — ウ 上記の3設備のうち1設備が共同使用のものである 	
	3 同居できる住宅がないため別居している <ul style="list-style-type: none"> — ア 配偶者又は子と別居している — イ 扶養を要する親又は兄弟と別居している — ウ 結婚するので同居できる住宅を探している 	
	4 過密住宅（住宅の狭いこと） <ul style="list-style-type: none"> — ア 1人当たり1.3畳以内である — イ 1人当たり1.6畳以内である — ウ 1人当たり2.0畳以内である — エ 1人当たり2.0畳以上あるが、15歳以上の者が3人以上で1室に居住している — オ 1人当たり2.0畳以上あるが、15歳未満を含む3人以上で1室に居住している 	
	5 自己の責めによらない理由で家主から立ち退きを要求され、適当な立ち退き先がない <u>立ち退き要求の内容（関係書類提示）</u>	
	6 住宅がないため遠距離通勤を余儀なくされている <u>通勤方法</u> 片道の <u>通勤時間</u>	
	7 毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払いをしている	
	8 その他の理由 ※詳細に記入	

市が入居資格審査を行うに当たり、入居申込者及び同居予定者の所得情報、市税の納付状況を確認するため関係部署に照会することについて、同意します。

（宛先）田村市長様 申込者氏名 田村 太郎
(署名又は記名押印)

職員記載欄	納期内市税完納の確認	
	完納	・ 非課税 (市民□ 固定□ 国保□ 軽自□) 賦課されているものに✓
	番号確認	
	□個人番号カード □通知カード □個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明	
本人確認		
1点 □運転免許証・運転経歴証明書 □個人番号カード □身障者手帳（療育手帳を含む） □写真付き身分証明書（学生証、身分証明書、社員証、資格証明書） □在留カード・特別永住者証明書 □戦傷病者手帳		
2点 □公的医療保険の被保険者証 □年金手帳 □児童・特別児童扶養手当証書 □写真なし身分証明書（学生証、身分証明書、社員証、資格証明書、生保受給者証） □市税・社会保険料・公共料金の領収書 □印鑑登録証明書、住民票の写し、母子健康手帳		

◆入居に関する留意事項

1. 入居者の住所要件

入居後14日以内に、転入・転居の届出をしてください。

2. 住宅使用料の納入について

毎月月末が納付期限となります。口座振替による納付を推奨しています。

市が発行する納付書を使って納付する場合は、納付書に記載の各金融機関、コンビニエンスストア、各行政局又は本庁会計課窓口で納付してください。

3. 収入認定について

毎年7月～8月頃に、市営住宅入居者に収入申告を行っていただきます。
一定の収入基準を超える場合には、収入超過者又は高額所得者の認定を行います。
高額所得者として認定された場合、住宅を明け渡していただくことになります。

4. 世帯の異動、連帯保証人の変更等の届出について

転入、転出、出生、死亡、その他の理由で世帯に異動が生じた場合や、連帯保証人が変更になる場合は、速やかに届け出てください。

5. 模様替・増築等について

原則禁止しておりますが、やむを得ない事情等がある場合には申請書を提出し、承認を得れば行うことができます。（エアコンの取付工事等）
但し、退去の際は模様替・増築等した箇所を撤去し、原状に回復していただきます。

6. 修繕料の負担について

破損ガラスの取替え、畳表の取替え、ふすま・障子の張替え、各戸内の給水栓、点滅器の取替え、その他の小修繕については修繕料を負担していただきます。
なお、建物構造部分（壁・基礎・土台・床等）については市の負担となりますが、入居者の故意や不注意によって住宅や共同施設を棄損し、修繕の必要が生じた場合には、入居者の負担で修繕していただくことになります。

7. 共同施設に要した費用について

共同施設の電気料・ガス・水道料は、入居者の方の負担になります。
駐車場の使用が認められている市営住宅の駐車場代は無料です。

8. 動物の飼育禁止について

犬や猫等の動物は他入居者の迷惑になりますので、飼育できません。

9. その他

他入居者とのトラブル等のないよう、規則を守って入居してください。
その他不明な点がありましたら、都市計画課又はお近くの行政局産業建設係までお問い合わせください。

◆市営住宅一覧

1. 市営住宅

名 称	住 所	構 造
菅谷団地	田村市滝根町菅谷字堂田439番地3	中層耐火構造3階建
菅谷第2団地	田村市滝根町菅谷字沖田330番地	簡易耐火構造平屋建
神俣団地	田村市滝根町神俣字五林平226番地	中層耐火構造3~4階建
町団地	田村市滝根町神俣字町248番地	木造住宅平屋建
旧関場団地	田村市滝根町神俣字関場70番地	木造住宅平屋建
新関場団地	田村市滝根町神俣字関場108番地	木造住宅平屋建
関場第3団地	田村市滝根町神俣字関場地内	簡易耐火構造平屋建
梵天川団地	田村市滝根町神俣字梵天川237番地2	簡易耐火構造平屋建
河原団地	田村市滝根町神俣字河原2番地	木造住宅平屋建
塙団地	田村市滝根町広瀬字塙3番地	木造住宅平屋建
広瀬団地	田村市滝根町広瀬字赤沼97番地	中層耐火構造3階建
求中団地	田村市大越町上大越字求中82番地4	中層耐火構造3階・木造住宅平屋建
湯田団地	田村市大越町上大越地内	木造住宅平屋建
旦ノ平団地	田村市大越町下大越字壇ノ平430番地	木造住宅平屋建
岩崎団地	田村市大越町上大越字岩崎地内	木造住宅平屋建・簡易耐火構造平屋建
久保田団地	田村市大越町上大越字久保田地内	中層耐火構造4階建
鷹待田団地	田村市大越町上大越字鷹待田195番地	中層耐火構造4階建
岩井沢団地	田村市都路町岩井沢字平蔵内7番地2	中層耐火構造3階建
古道団地	田村市都路町古道字戸屋55番地	中層耐火構造3階建
寺下団地	田村市都路町古道地内	木造住宅平屋建・木造住宅2階建
館団地	田村市常葉町常葉字館地内	木造住宅平屋建
本坊A団地	田村市常葉町常葉字本坊地内	木造住宅平屋建
常光寺団地	田村市常葉町常葉地内	木造住宅平屋建
西田団地	田村市常葉町常葉地内	簡易耐火構造2階建
荻ノ目団地	田村市常葉町常葉字雀石161番地	簡易耐火構造2階建
常葉馬場団地	田村市常葉町常葉地内	簡易耐火構造2階建・中層耐火構造4階建
坂ノ下1団地	田村市常葉町常葉字坂ノ下38番地	中層耐火構造4階建
備前作団地	田村市常葉町常葉字備前作87番地1	中層耐火構造4階建
本坊団地	田村市常葉町常葉字本坊72番地	中層耐火構造4階建
坂ノ下2団地	田村市常葉町常葉字坂ノ下92番地4	中層耐火構造4階建
町裏団地	田村市常葉町常葉字町裏地内	木造住宅2階建
西部団地	田村市常葉町西向字田中47番地	中層耐火構造3階建
大平団地	田村市船引町船引字上大平133番地13	木造住宅平屋建
七郷団地	田村市船引町門沢字直道2番地	木造住宅平屋建
下扇田団地	田村市船引町船引字下扇田239番地	中層耐火構造4階建・木造住宅2階建
上大平団地	田村市船引町船引字上大平133番地5	木造住宅平屋建
御前池団地	田村市船引町船引字山ノ内156番地1	木造住宅平屋建
山ノ内上団地	田村市船引町船引字山ノ内163番地2	木造住宅平屋建
砂子田団地	田村市船引町船引字砂子田170番地1	木造住宅平屋建
扇田団地	田村市船引町船引字扇田地内	簡易耐火構造平屋建・木造住宅平屋建
下川原団地	田村市船引町船引字下川原87番地1	簡易耐火構造2階建
船引馬場団地	田村市船引町船引字馬場15番地	中層耐火構造4階建
下里団地	田村市船引町船引字城ノ内121番地	中層耐火構造4階建
東部団地	田村市船引町東部台四丁目98番地	中層耐火構造3~5階建
石田団地	田村市船引町船引字石田31番地	簡易耐火構造2階建
後田団地	田村市船引町上移字後田88番地	木造住宅2階建

2. 特定公共賃貸住宅

名 称	住 所	構 造
東部団地5棟	田村市船引町東部台四丁目98番地	中層耐火構造3階建

3. 公的賃貸住宅

名 称	住 所	構 造
都路団地	田村市都路町古道字遠下前48番地	木造住宅平屋建

お問い合わせ先

田村市役所 都市計画課
(本庁舎 2階)
〒963-4393
田村市船引町船引字畠添76番地2

TEL : 0247-82-1114

FAX : 0247-81-1201

Mail : toshikei@city.tamura.lg.jp